

## 船橋市食品ロス削減推進計画推進委員会の設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市食品ロス削減推進計画（以下「本計画」という。）の推進に当たり、諸般の課題を共有し施策間の連携を深めるため、船橋市食品ロス削減推進計画推進委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 食品ロスの発生状況に係る情報共有に関すること。
- (2) 食品ロスの削減に係る取組みの共有に関すること。
- (3) 本計画の推進に係る検討に関すること。
- (4) その他本計画の推進に係る課題解決のための庁内及び関係機関との連携に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

### (委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は環境部長をもって充てる。
- 3 副委員長は資源循環課長をもって充てる。
- 4 委員長は所掌事務を統括し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会を補佐するためにワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループの構成員は、委員が推薦する係長相当職の者をもって充てる。

(事務局)

第7条 委員会及びワーキンググループの事務局は、環境部資源循環課に置くものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

## 別表

委員長	環境部長
副委員長	資源循環課長
委員	危機管理課長
	地域保健課長
	地域福祉課長
	保育運営課長
	商工振興課長
	農水産課長
	消費生活センター長
	指導課長
	保健体育課長
	廃棄物指導課長